

平成 26 年度 第 3 回安曇野市環境審議会 会議概要

1	審議会名	平成 26 年度 第 3 回 安曇野市環境審議会
2	日 時	平成 26 年 8 月 12 日 (火) 午前 9 時 30 分から午後 12 時 00 分まで
3	会 場	穂高支所 3 階 第 3 会議室
4	出席者	環境審議会委員 15 名 におい・かおり環境協会 2 名 (諸井事務局次長・中辻課長代理)
5	市側出席者	堀内市民生活部長 大向課長・蓮井係長・三澤主査 (以上 市民生活部 環境課) 曾山課長・大竹課長補佐・米倉主査 (以上 農林部 農政課) 高嶋課長・齋藤係長 (以上三郷支所 地域支援課)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	なし 記者 なし
8	会議概要作成年月日	平成 26 年 8 月 13 日

協 議 事 項 等

【進行表】

1. 開会
2. 会長あいさつ (会長欠席の為副会長より)
3. 協議・審議事項
  - (1) 臭気規制 (案) について
  - (2) その他
    - ・次回第 4 回審議会日程 8 月 25 日 (月) 穂高支所 3 階 第 3 会議室  
午前 9 時 30 分から
4. 閉会

【議事】

- (1) 臭気規制 (案) について
  - < 第 2 回環境審議会開催時質問及び事後環境審議委員から事務局へ出された臭気規制に係る質問事項について、事務局より回答 > (4 項目ごとに回答及び回答に対する質問)

「会議開催時の質問」

- 質問 1** : 規制地域図面について、区分・用途地域・基本区域・指定された区域が混乱してわかりづらい。
- 回答 1** : 第 1 地域、第 2 地域、第 3 地域を区分けした図表を作成した。詳細は資料 1 をご覧いただきたい。
- 質問 2** : 新潟県だけが、規制地域の指定が「一部地域」になっているのは何故か。他の市町村は全域である。
- 回答 2** : 新潟県内の一部地域を指定している市町村は、都市計画法で定める用途地域をそのまま規制地域として指定しており、用途地域以外は規制地域から除外しているとのこと。

他都道府県の規制地域指定一覧は資料 2 をご覧いただきたい。

「審議会開催後、委員より質問」

**質問 3** : 臭気指数規制を導入している県・市町村で環境の変化・考え方が変わってきたのか。事業所、住民、行政から実情を教えてください。

**回答 3** : 特定悪臭物質濃度規制は、特に悪臭に関係する 22 の物質の濃度を規制するものだが、現在は多種多様な「におい」物質（約 40 万種あると言われている）に対応できない。住民の悪臭に対する被害感覚に一致しにくいことから、臭気指数規制を検討、導入する自治体が多くなってきている。

また自治体で運用する際、臭気指数規制は臭気濃度 2.5 から 3.5 の範囲の臭気を規制するため、ある程度の目安が付き、職員が運用しやすくなる。逆に物質濃度規制は専門の業者による測定を行う他なく、1 回の測定費用も臭気指数測定より割高である。

松本市では平成 15 年度より物質濃度規制から臭気指数による規制の運用を始めた。

施行後、以前より問題となっていた事業所も臭気対策を図り、現在、臭気指数測定に至る案件はなく、導入による効果があったといえるということである。

**質問 4** : 規制する臭気指数のサンプルも見本も出せない状態で規制数値を出しても、事業所に説得できる。罰則までできる。信用性はあるのだろうか。指数そのもののばらつきがある。

**回答 4** : 臭気指数の信用性について、規制値は業種別の臭気指数を表す「臭気指数規制ガイドライン」のうち、「業種別の臭気強度と臭気指数の関係」表内の数値を検討資料としている。同表は業種ごとに臭気指数を測定し、臭気強度ごとに業種別の臭気指数値をあてはめている。数値を決定するにあたり、全国の業種別に事業所の臭気指数を測定している。測定方法は、採取した臭気を希釈していき、臭気判定士（国家資格所持者）の指導の下臭気が確認できなくなる濃度（何倍数まで希釈すれば、においを確認できなくなるか）を 6 人のパネル（臭覚検査を合格した者）により確認する。測定精度については、環境省において「その測定結果には十分信頼性がある」との調査研究の結果が示されている。1 番から 4 番までの質問については以上である。

**事務局** : 補足であるが、臭気指数の測定のイメージが分からないということもあるかと思われるので、本日質疑終了後、におい・かおり環境協会さんから説明及び採取から測定するまでの段取りをビデオで観ていただきたいと考えている。認識を増していただきたいと思っている。

**委員** : 臭気指数はいいが、我々が嗅いで問題があるかないかを判断できるのか。専門家が来た時、においは動いてしまっているから、自分達で感覚を知っておきたいからこのような規制ができるのだと思うが、自分達の感覚で覚えていないものを作っても無理ではないか。このにおいはいくつだと、堂々と言えないのではないか。

**事務局** : においが発生してその後の測定値とにおいが違ってしまうのではないかとのご質問と思われる。それについてはまず、規制値を超えるか超えないかという判断の前に、苦情があるということが前提である。苦情が何回か繰り返され、こちらからも確認に行き、その中で住民の生活環境が損なわれるということで判断する場合があるわけで、臭気強度 2.5～3.5 の間のにおいを、どのくらいのおいが 2.5 なのかあるいは 3.0 なのか、基準値前後のおいを体感されたいという、自身でわかっていなければ妥当な判断ができるかというご意見について、におい・かおり環境協会さんで明確なサンプルを作るとは難しいというお話を前回もいただいているが協議もしている。できたら次回の会議の前にも場を設けて、体感していただくご案内をしたいと考えている。

**委員** : 言葉の中に「感じる」とあるが、臭覚とは「感じる」という解釈でよろしいか。心で感じること、頭で感じること、それが色々問題になっているのだが、「感じる」という言葉で皆さん説明しているが、言葉ひとつで説明するのはおかしくないか。

**事務局** : 確かに「感じる」と説明したが、臭気を測定する時、空気を採取して無臭の空気に一定量薄めていき、そのにおいが良いにおいか悪いにおいかに関係なく、においがあるかないかを判定していくことになる。心で感じるのではなく、においがあるかないかをパネルと呼ばれる方が段階的に薄めていって、どの段階でにおいの有無の判定をするかということになるので、個人的に良いにおい悪いにおいということではなくて、良いにおいでもにおいがあるかないか、最終的には濃度になると思う。この濃度を数値化したものが臭気の指数となる。「感じる」という表現をしてしまったが、心ではなく実際におい

があるのかないのかということ判定するということである。

副会長：目に見えないものなので悩むところだが、次回に体感する機会を作っていただくということでもよしいか。

委員：臭気判定士とあるが、個人なのか法人組織なのか。安曇野工業会であるが、事業者側で頼むのか。できれば市が斡旋してほしい希望があるので、市が斡旋してくれるのかを聞きたい。

におい・かおり環境協会

：2種類あって、ひとつは直接事業所さんが判定士がいる分析会社にお問い合わせすることができる。ほとんどの判定士は基本的に株式会社等に所属しているHP等で確認していただき、臭気をやっているとあれば判定士がいて臭気指数がわかりアドバイスがもらえる。もうひとつのパターンとしては、苦情が発生する場合は市に入ってもらい市の方から委託という形で測定に入る。そういう形にしないと、公平性の点からも会社側から圧力等かからぬよう苦情発生の場合は、市に間に入ってもらい市の委託という形で行う。ひとつは事業所が管理業務として行いたい。もうひとつは苦情が発生してしまい、間に第三者の分析会社が入って市の委託の形で行う。この2種類になる。

また、どこの分析会社がいいかというと、本協会認定事業所を希望する分析会社に査察を行い、パネルが管理できているか、機械が揃っているか、あるいは制度管理できているかなどチェックを行う。そうやって臭気判定士によって臭気測定が行われることになるかと思う。

委員：サンプルで体感するのはそれはそれでいいが、現場へ行って現場全体のおいをみないでサンプルをみるだけでいいのか。最後大事なことを決めなくてはいけないのにサンプルだけでいいのか。その地域へ行って、なるほどサンプルと一緒にだと思えなければ最終的にわからないのではないか。

事務局：実体験をする方法について、現場のその時の状況のおいがどれくらいの基準になるかということがわかれば一番わかりやすいというご提案である。こちらでも検討させていただきます内容についてご報告させていただきます。

委員：資料1で見たが、今問題になっている三郷の例の所（畜産団地）は白の第2地域でよいのか。

事務局：第2地域です。

委員：質問3の回答で松本市に効果があったとあるが、どういう経過を辿りどのような成果が出てきたのか、参考にしたいから次回でいいのもう少し詳しく説明していただきたい。もう1点、会議資料2の中に宮城県があるが大川原町が入っていないのだが、この町は大規模な牛の工場のようなものがあって悪臭問題が発生し、非常にお金をかけて対策管理されていると聞いている。市議会でも注目して視察もしている所である。そこが現在どういう管理をして、どうなっているのか、次回でいいので教えてほしい。

事務局：今のご質問は、松本市の事例についてもう少し詳しく教えてもらいたいということ。もうひとつは宮城県の大川原町のことであるが、資料も少し古いので状況等調べて次回までにご報告したい。

副会長：松本市のことは、これからいろいろな数値を考える時重要であるから頼みたい。では、続いて質問5～8について。

**質問5**：苦情を臭気とその他と区別して表にすること。

**回答5**：「野焼き」と「臭気」に区別し、臭気については業種別内訳を記載した（資料3）

**質問6**：規制基準値のA案は住民安全、B案は事業者負担、C案は公平とあるが、B案とした場合の事業者の対応をしなければならぬボリュームはいかばかりか。C案は規制基準があるだけで、環境はよくなるだろうか。

**回答6**：A案とB案について確認する。A案は「臭気指数規制ガイドライン」の畜産業種の最小値であるため、住居系地域側の厳しい規制、B案はガイドラインの最大値であるため、事業者側の緩い規制となる。C案については、畜産業種のガイドラインにより実態に合わせた基準値である。これまでは基準とする数値がなく、対策をするにも目標値がなかった。今回、この数値を目標とした臭気対策が行われることで臭気の軽減が図れると見込んでいる。

**質問7**：臭気指数規制が施行されれば、三郷の臭気苦情（ホットライン）はどう変化していくと

予測するか。

**回答7**：松本市の例を挙げると、臭気指数規制の施行前より苦情のあった事業所は、施行後数年かけて対策に取り組み、苦情が無くなったという例もあるようだ。臭気規制だけでは臭気は減少しないので、事業者が悪臭対策に力を入れていただく必要がある。

三郷畜産臭気苦情は、施行前より各畜産農家は臭気対策に取り組んでいるが、更に事業者自身の対策により悪臭が減少し苦情件数の減少が期待できる。

**質問8**：し尿処理水を下水道につなげると、もっと改善されると思うが、頭から規制するのではなくハード面の支援を期待する。

**回答8**：市では畜産悪臭対策の一環として、畜産農家で出されたし尿処理水を下水道接続により処理することを検討した経過がある。引き込みの配管工事費用、受益者負担金、処理料を考慮すると経営状況からして経費負担が困難であると試算されている。

5番から8番までの4項目のご質問については以上である。

委員：7番についてだが規制をかけて苦情を減らしていくというが、今までに起きている苦情と今回の規制の施行の関係であるが、どの部分がどのくらい減るかというようなデータ・シミュレーションはないのか。ないとすれば今後、そういうことをみていかないと、規制はかかっていなくていいが苦情は減らないということにもなるかと思うので、今までの関係を是非みるべきである。今までも申し上げたが、三郷ではモニター制度がある。厳格な数字ではないけれどモニターの評価があるわけだから、少なくとも見通しは出していただきたい。

事務局：確かに三郷で臭気モニターを実施している。また臭気の測定も実施させていただいている。臭気対策については、環境課では臭気指数を測っているが、農政課で臭気指数の導入に向け、現在対策を行っている。目標の数値については、およそ15～16を目標として臭気指数がそれを超えないように各農家の方に対策を行っていただいているところである。H23年以前から測定はしてきているが、臭気の数値は平均値でいうと（5件の農家の平均値）H23年の平均値は22.2、H24年は20.2ほど、H25年は14ほどで、平均値でいくと下がってきている。対策の方も全体として15～16を超えないように対策をうってきているので、現地点でかなり下がってきている。

規制の方が本格的にかかるとなると、苦情があった場合、勧告から命令ということになるので、規制の段階の前に、農家さんの方でもこの数値を超えないようにと、現在やってもらっている。臭気モニターからの情報であるが、年を追うごとに減ってはきているのが現状である。臭気強度5という強烈なモニター報告があるが、H23～H25でみると確実に減ってきている現状がある。今後対策が進められていくので、臭気強度5とか4といった強いにおい、全体の臭気についても減っていくと予測している。

ホットラインについても、連絡をいただいている件数が年ごとに減ってきている。気象条件等あるのでまったく同じ条件とは言えないが、数字的にはH25年は91件、H24年は176件で、前年比45%減である。

今後についても、臭気規制を導入することで、更に苦情や悪臭が減ってくると期待をしているところである。

委員：苦情は減ってきているから市は対応してきていると。だから規制をすればもっと減るということを言っているのか。減ってきているからいいのだという答えなのか。

事務局：臭気規制を入れたから苦情が減るとは思ってはいない。今までは法的に臭気を規制するものがなかった。今回法的な規制が入るという位置付けである。

規制だけではなく、一番重要なことは事業者が悪臭対策にどう力を入れていくかということで、この両輪が動かないと規制をした効果が上がらないと考えている。

悪臭対策は農政課サイドで対策をしてきている。畜産農家に対してもH27から臭気規制をいれると3年前から周知をした中で、現在対策をしていただいている。

事業者が悪臭対策に力を入れていただいて臭気を落とす、それでも基準を超える場合は環境課サイドで規制をかけるということで考えている。両輪の中で市民生活の環境が改善されるように、市としては進んでいきたいと考えている。

委員：資料3ではH25までで、H26の4月から7月までの4ヵ月間の現場での悪臭対策はどのようなことをやられたのか、4月までの苦情等の統計は、今年はどうなっているのか。改善されているのか変わらないのかなど、次回の時にご報告いただきたい。

事務局；次回示します。

委員：回答 8 について、し尿処理水を下水道接続で処理することは経費負担が困難とあるが、経費というのはどのくらいかかるのか。市で助成するとか補助金を出すとかいう計画はないのか。

農政課：今のご質問について、下水道課と調整した資料があるのでご説明させていただく。まず下水道への流入が基本的にできるかどうかということについてであるが、制度的には問題はないということである。ただ、下水道の中へ畜産によるし尿等を流入する場合、そのレベルまで水質を落とさなくてはいけない。SS とか BOD (SS：浮遊物質 BOD：化学的酸素要求量 共に水質を見る基準) の数値を落とさなくてはいけない。当時は下水道へ入れてしまえば、すべてクリーンになって悪臭がしなくなるのではないかと考えたのであるが、実はそうではなく、そのレベルまで落とすには、浄化槽等の設備が必要になってくる。従って、浄化槽の処理水を下水道の方へ流すとすると、今までの工程とそれほど変わらない。

経費については、特に三郷の畜産団地においては黒沢川が近くにあり、下水道が整備されている地域は黒沢川より東にあり、黒沢川を超えていくと、かなり経費がかかってしまう。概算だが、川を超える為にポンプが必要でそのポンプだけでも 1,000 万円近く、その他に、川の接続工事に 1m 2 万円と試算して 460m あるので 920 万円、受益者負担金が数百万円。一日 60 m<sup>3</sup>の処理水を入れるとなると、年間のランニングコストが 500 万円近くかかる。

このような情報を畜産団地の皆さんにもお話をさせていただいてあるが、畜産経営をしていくなかで、これだけ経費がかかるということは、畜産経営を圧迫することは必須なので、やりたいという農家が出てくれば、その時点で支援できることは支援するよう考えていきたい。

副会長：では次に 9 番から 12 番について。

質問 9：畜産業、産廃、野焼き以外で今までに、安曇野市に苦情があった業種に何があるか。

回答 9：製造業、印刷業、飲食業があった。

質問 10：上の質問と関連するが、飲食店の換気扇からの臭気で苦情はあったか。

回答 10：過去において、豊科・穂高地域で数件寄せられた経過はあるが解決されている。

質問 11：臭気の質（良い香り、悪臭など）はどのように測定されるのか。

回答 11：臭気指数は、良い香りか悪い香りかという臭質ではなく、試料を段階的に希釈し、においがあるかないかの確認をする、いわゆる臭いの濃度（濃さ）を人の臭覚によって判定し、数値化したものである。測定方法は、採取した臭気を希釈していき、臭気判定士（国家資格所持者）の指導の下、臭気が確認できなくなる濃度（何倍数まで希釈すれば、においを確認できなくなるか）を 6 人のパネルにより確認をする。

質問 12：臭気発生者と周辺住民とで、臭気の質について食い違いが生じた場合（片方がこれは良い臭いだ、もう一方は悪臭だとなった場合）、どのような対応を取るか。

回答 12：市民から悪臭との苦情をいただいた場合、市がその悪臭により、市民の生活環境が損なわれていると認めた場合に、その事業所に臭気指数測定を行うことになり、臭いの質ではなく、においの濃さを判断することになる。

9 番から 12 番のご質問については以上である。

委員：質が問題にならないのか気になる。確かに臭気といえば質は関係ないが、現実問題として悪臭が問題であり、悪臭となった場合、明らかにこれは質の問題である。感覚として数字だけで割り切れるのか。臭気指数の出し方は解るが、我々の感覚としてアンモニアのにおいと心地よいにおいを薄めていった場合に、我々の感覚は同等同列に扱えるのか。

におい・かおり環境協会

：基本的には臭気指数は、においがどれだけの度合いかということになる。普通良いにおいと基本的に苦情は発生しない。臭気指数を測定する状況というのは、それが飲食店であっても苦情が発生しているということである。苦情があるないがひとつのファクターになるが、臭気指数の測定にあたっては質というものはクリアできる。問題としては、悪臭になった時点で質は問題である。苦情が出れば良いにおいであっても生活には困るという時に、そこからスタートになる。良い香りだから悪い香りだからということでは

なくて、あくまでも臭気指数はにおいがどれくらいあるかを測定すること、悪臭の状況を客観的に把握することである。

パネル 6 人で測るのだが、なかにはアンモニアのにおいを良いにおいだと感じる人もいるかもしれない。原臭を嗅ぐわけではなく、薄めたにおいを嗅ぐので、ある程度緩和される。好き嫌いも少し弱められる。6 人で測るのだが、実際には上下カットとあって、一番わからなくなってしまう人と一番敏感な人を除いてしまう。だから 6 人でやるといっても実際には 4 人のデータしか使わないということである。尚且つ、ある程度薄めたものを嗅ぐのであって、現場の原臭を嗅ぐのではない。最初から強いにおいを嗅いでしまうと嗅覚が麻痺してしまうので、薄めたにおいを嗅ぐことでパネルのばらつきを防げると思う。

委員：我々が感じる嫌なにおいのアンモニアと、心地よいにおいと感じる花のにおいの 2 種類のにおいがあつた時に、同じ濃度に薄めた時に、本当に区別なく同じ数字で出せるのか。パネルがそういう感覚をもっているのかわからないという質問なのだが。

におい・かおり環境協会

：実際に袋は 3 つ出てきて、そのうちのひとつににおいが入っている。この中で違うにおいはどれかと選択してもらうので、他のふたつは無臭だから、良い悪いではなく、においにおおないかで判断していただく。快不快というのはそこでファクターとしてなくなる。におわない袋は 2 つあって、サンプルの入ったにおい袋が 1 つで、その嗅ぎ分けをしてもらうという形になる。においの濃度の差をみてもらうので、質というのは直接関係なくなってくる。

委員：測定するのは 1 種類だから質は関係ないということか。

におい・かおり環境協会

：そうである。たくさんものを並べてということではなく、対象は無臭のものとおいのあるものを比較してもらうということになる。

委員：12 番についてだが、においがあつた時は生活環境が損なわれていると認めた場合とあるが、臭気判定士のような資格のある人がいる場合はいいが、いなければ結局これは市民の誰かの判断によって臭気の測定に行くか行かないか。そこでジャッジするのか。行かなくていいということになったら行かないままだし、お金があればどんどんやろうということになる。その辺の考え方、ジャッジ・判断の仕方についてお聞きしたい。

事務局：判断するのは最終的に市長となる。流れ的には市長が、住民の生活環境が損なわれていると認めた場合であり、尚且つ規制の基準の値を超えている場合、勧告に入る。苦情が発生していることが条件であり、頻度・強さ・時間的なことを勧案することになるので、何回苦情がくればとか、どのくらいにおいとか条件によって変わってくるので、あくまでも、頻度や強さや時間等を勧案して、というお答えになってしまう。

委員：市長の判断ということだが、においが有る無いを市長に提言するのは誰か。

事務局：環境課の職員である。

委員：それは多少なりとも教育を受けるのか。2 年ごと 3 年ごと人が変わるような状態で、正しいやり方なのかと思う。

事務局：確かに人事異動で定期的に変わるということはある。私共も判定をするなかで、臭気のレベル等の勉強もしていくし、職員が変わっても知識は増えていくので、何も解らないものが判定するというわけではない。

市長が最終的に判断すると申したが実際的には、苦情をいただき、私共が現場に行き、お互いから話を聞く。状況の判断をして、生活環境が損なわれているかどうかというところで、判断していくということである。

委員：関連することだが、パネル 6 人を選んで臭気判定をしようと言ったが、臭気判定士で合格した方ということだが、環境課の中から選ぶのか。

におい・かおり環境協会

：以前は自治体の方が直接測ることが何件かあつたが、パネルの維持や機材等用意も必要なので最近の主流は分析会社に委託する形が多い。パネルは分析会社の社員や鼻の検査に合格した人になる。利害関係のない人が入るので、臭気のある事業所へ行ってサンプルを取ってくるのだが、その臭気がパネルの人に何か利害を及ぼす可能性がある場合は外す。パネルの人に先入観を持たせないことも大事である。基本的には事業所の名前も判らないなど、事前の情報はなく客観性をもって行ってもらう。

副 会 長：では、次に 13 番から 16 番について。

**質問 13：**臭気指数が規制基準値の範囲内か範囲外かは、定期的に定点を決めて測定し、判定するのか。あるいは、苦情が寄せられた時点で測定し、適否を判定するのか教えていただきたい。また、敷地境界線での測定は範囲が広い（長い）と思われるが、どの地点で測定するのか教えていただきたい。

**回答 13：**臭気指数測定の実施は、その事業所から発生する悪臭に対し、市民からの苦情があり、市が測定を行うことが適切と判断した場合に行うので、定期的な測定は予定していない。また敷地境界線での、サンプル採取は、悪臭防止法により風下で採取することになっているので採取時は、風向きを確認し、風下の敷地境界線において苦情時のおいにおいに最も近い箇所で行うことになる。

**質問 14：**12P5、実測調査事業所の基準値案への適合状況について

C案で決定した場合、適合しない事業所が7箇所あるが、この事業所に対する市の対応は、規制の施行前・施行後に分けて現時点で分かる範囲で教えていただきたい。

**回答 14：**7か所の内訳として

飲食業 2件 食品製造業 1件 製造業・鉄鋼業 2件  
養牛業 1件 堆肥製造業 1件 となる。

現在、養牛業 1件、堆肥製造業 1件については、臭気による周辺住民からの苦情を受け、市として継続的に対応している。

臭気規制施行後は、上記 2 件の臭気測定を行い基準超過の場合、規制の対象となる。それ以外の 5 箇所の事業所においては、発生した悪臭に対して市民からの苦情があり、周辺住民の生活環境が損なわれていると判断した場合は、臭気調査を行い必要に応じ対応していく。

**質問 15：**事業所へのアンケート調査結果の 16P

質問 11 の回答

養牛業・・・「他県にみられる下水道接続使用を検討してもらいたい。使用にあたり低料金化も検討してほしい。」とアンケートで回答している畜産農家の意見があるが、これに対する市の対応は、接続が可能なのか、あるいは下水道法の規制等により出来ないのか現時点で分かる範囲で教えて頂きたい。

**回答 15：**Q8 と同じ

**質問 16：**臭気濃度と臭気指数及び臭気強度対応表（図表付）臭気指数のめやす

臭気強度の程度と感覚が記載されているが、言葉と数値だけでは臭気指数 15 前後の臭いとはこの程度の臭いだという体感が無いためピンとこない。現地で今の臭いはこの程度の臭気指数（臭気強度）だという体感をする事は可能か、あるいはサンプルがあるのかお聞きしたい。

**回答 16：**人の嗅覚、及び感覚は個体差があり、仮にサンプルを提示しても、ある人は“強いにおい”と感じ、ある人は“弱いにおい”と感じるかもしれない。臭気指数嗅覚測定時に、6 人のパネルが行うことは、その臭質ではなく、試料を段階的に希釈し、においがあるかないかの確認のみ行う。

また 7 月 17 日の環境審議会開催時に委員から同内容の質問があり、におい・かおり環境協会は、特定の臭気指数の数値のにおいのサンプルを技術的に作成することは難しいとの回答をいただいた。

13 番から 16 番については以上である。

委 員：14 番だが、明らかに基準値を超えても苦情がなければ特に市は対応しないのか。

規制がかかるということで、基準値を超えそうだと事業所では分かっているのか。

事 務 局：全事業所を対象にした訳ではなく、特定の事業所でやったわけで、現実出ているという結果もある。規制がかかる前に市民・事業者説明会を行うので、その中でおいについて、今後規制がかかるということをご理解いただけたと思う。

最終的な規制についておいが出ていても、苦情がなければ対応しないのかというご質問について、おいについては良いにおい悪いにおいがあり、またおいが出ていても、苦情が出ているかどうか、生活環境が損なわれているということが認められるかどうか、ということが重要な区分になってきているので、単純に境界線のところでおいをする

というだけでは、規制の対象にならない。苦情があって、測定をして基準を超えて初めて勧告に入っていくという形になるので、においがあるだけでは対象にならないということ、事業所については今後説明会を通じて皆様のご理解を得ていくという内容になっている。

委員：基準を超えた場合、回数は1年に何回とか、1回だけ基準を超えて後は全然超えないとか、生活への影響を勘案して決定するまでに時間的なものはどのくらいかかるのか。生活に支障がなければ問題はないわけで、においも風向きによって変わるということもあるので、データとして割り切ることができるものか、という疑問がある。調べてほしい。松本市の施行例はわかったが、長野県内で他に施行している所がないということは、それなりに処理ができていく市町村が多いということか。できたばかりのそんなに大きくない安曇野市で施行するということは、他にもっとあるような気がするのかわかっていれば教えてほしい。

事務局：ひとつめの生活が損なわれる判断について、前回の資料の中でも触れさせていただいているが、言葉で言うと、住民から苦情が発生していて当該地域の自然的社会的条件、においの強さ・継続時間・頻度を勘案して、というような非常に抽象的になっている。過去の単発的なものは対象外であり、ある程度恒常的に周辺の住民の多数の方が不快感を持っているといった場合に、環境が損なわれているといった判断をする。そこまでいくには環境課としては、住民の方や事業所の意見を聞いたり、頻繁に出向き現況の確認をする中で判断をすることになる。

これだけでは抽象的なので、来年の10月の施行までにはもう少し全国的な事例を確認した中で、どうやって判断していくかもう少し具体化していく必要があると思っている。県内はどうかということだが、現在は松本・須坂・大町が臭気規制の導入に入ってきている。H23年度までは、特例市でないとして独自で規制することができなかったが、松本市はH12年に特例市になり、H15年から臭気規制を導入している経過がある。

松本市の場合は、廃棄物処理施設の苦情が大変多かったという現状があり、臭気規制を導入したということを知っている。H24年以降は一般市が独自で規制できるようになった中で、須坂が26年4月から、大町が26年10月から施行となっている。

須坂市においては廃棄物処理業者への苦情が以前から非常に多く、大町市においては畜産農家への周辺からの苦情が非常に多かったということで、原因があって規制を導入したということである。安曇野市においても現在、三郷や明科で臭気苦情が発生していることもあり、それらに対応していく為にも規制の導入は必要であろうという判断である。当然他の市もいれようとするればいられるのだが、おそらく差し迫った大きなものがないというなかで、H24年以降は松本市、須坂市、大町市、安曇野市ということである。

委員：12番の回答で、臭気指数を測定する場合、段階を踏んでいるわけで、1.市民から悪臭の苦情をいただく。2.市で生活環境が損なわれていると認める。そして、3.臭気指数の測定となるわけだが、この1~3に係る時間はどのくらいに考えているのか。すぐその日のうちに測れるのか、ある程度時間がかかるのか、今ある三郷の問題も状況が変わっていくのだが、最短時間はどのくらいと考えているか。

事務局：前回の資料がある方は見ていただきたいが、臭気規制設定に向けた提案書2P、改善指導等があり3Pに続いている。今回、悪臭防止法に基づく規制ということで、基準を超えた場合は勧告・命令といった罰則がある。その前段として、市長より生活環境が損なわれていると認める、規制基準に適合していない、このふたつがあった場合に勧告を行う。資料※1として、住民からの苦情が発生していることを前提として、当該地域の自然的社会的条件及びにおいの強さ、継続時間、頻度等を勘案して判断とある。従って、単発的にくる苦情、1件のみの単発的な苦情については該当しない。ある程度継続的に強いにおいが発生しているという場合、何度も確認しながら判断をしていく。最短でどのくらいということだが、今後先程も申し上げたようにもう少し具体化して整備をしていかないと、実際の運営はできないと考えている。1週間や2週間かどうかということにはならないと思う。

副会長：では最後の二つについて。

質問17：安曇野市は松本市と隣接しており、特に三郷室町地区と梓川地区の境界の周辺には、畜産農家がたくさんあるが、臭気規制について松本市との均衡はとれるのか。



**回答 17** 臭気規制を施行するにあたり、周辺市町村との調整が必要と考える。現在の事務局で提出したC案だと、松本市と同じ臭気規制値になり、調整の必要はなくなる見込みである。

**質問 18** 畜産臭気についての苦情は、三郷地域以外（他 4 地域）での畜産由来の苦情があるのか。

**回答 18** 現在、三郷地域以外において恒常的な畜産悪臭の苦情はない。

堀金地域においては、三郷地域の畜産由来の臭気が風向きにより到達し苦情をいただくことはある。

穂高地域では、養鶏場からの悪臭が恒常的に発生したことがあり、その時は養鶏農家と周辺住民とで対策協議会を持った中で臭気対策等を協議し、臭気が減少したことにより平成 25 年度に解散した経過がある。

17・18 番は以上である。

委員：18 について、今三郷で問題になっているところの苦情はわかるが、堀金にも畜産農家があるがその地域からの苦情はないのかお聞きしたい。

事務局：他にも豊科・明科・穂高にも畜産農家はあるが、今のところ環境課に臭気としての苦情はきていない。

委員：要望だが、基準値とか五感に関わる規制については景観の時にも経験したのだから、いかに市民と共有して進めていくかということが非常に重要になってくるので、環境課においては、市民にどう説明して市民と共に進めていくことが大事である。安曇野の住みやすい地域を作ろうとすることも含めて、環境課の役割は市民目線で、人事が変わろうと安曇野市職員なのだから、市民と同じ立ち位置で考えていてもらいたい。是非そういう方向での取り組みをお願いしたい。

委員：8 番に戻るが、先ほどの委員からの質問のように、どれだけ経費がかかるのか疑問だった。自然に恵まれ、環境のいい安曇野に憧れ、家を建てる人も多いと思う。三郷の問題は長年に渡り、市も色々やってくれたが、なかなか解決に至っていない。

先程金額をお聞きしたが、（下水道接続について）黒沢を越える為には 1,000 万かかり、受益者負担や処理料が、それぞれ数百万ということだったが、これらを全部畜産農家の方にしていただくことは無理だと思う。これからもよりよい安曇野市を維持する為にも、市で思い切ってお金をかけても、なんとかした方がいいという前向きなお考えはおありか。

農政課：先程説明させていただいたとおりだが、すべて糞尿を下水道に流してしまうということにはできない。流入基準というものがあって基準を下回らなければいけないという決まり事がある。それまでにするには浄化槽等で落とさなければいけないという作業が必要になってくる。現在三郷の団地内では、3 件の農家さんが浄化槽を設置して、その処理を行っている。その先に下水道に入れることは可能だが、浄化槽等の設備があって、その作業をするところでは、悪臭が完璧になくなるわけではないということをご承知おきいただきたい。

市の支援については、今後個々の畜産農家さんが経営の状況を鑑みて、もし新設されるなら検討していくつもりである。ただ、下水道に関して、個々の市民の皆さんも使用しているが、なぜ畜産農家さんだけに支援するのかという整合性・公平性も考えて検討していきたいと考えている。

委員：この問題はなかなか解決されないのだから、申請が来るのを待っているのではなく、市の方では助成するがどうかという立場では動けないのか。もうひとつ、下水道に流しても完全にはなくならないというが、ではどのくらいまで減るのかを示してほしい。それで我慢できる程度までいくのであるなら、合併して何年もたつので、考えていただければありがたい。

農政課：検討させていただく。下水道に入れたことで悪臭が軽減されることがあれば検討していきたい。畜産農家さんの方へはこういう話は既にさせていただいている。

副会長：いくつかご意見・ご質問等あるかと思うが、また後程まとめて受けることにして、ビデオ視聴の準備もあるのでここで 5 分休憩にする。

《休憩及びビデオ視聴の準備》

《ビデオ：「三点比較式臭袋法」 視聴》

副 会 長：何かご質問等あるか。

委 員：検体の採取は1点か複数検体か。

におい・かおり環境協会

：ご予算にもよるが、現状を把握する為に何点必要かを把握していただく。

実際には予算的に1点しかとれない場合は、半日くらい張り込んで、そこでおった時に採取する。またにおった時に採取するので、最低3回検体を取る。取った時の臭気強度・質を記録しておく。例えば9時半に取り、強度が2くらいで畜産臭であった。10時13分にまたにおい、強度が2.5くらいであると、このように現地の状況を把握しておいて持ち帰り、それら検体のうちどのにおいが一番強いのか。現場にいと、においに慣れてしまい、低い評価になってしまうので持ち帰り、検体を嗅ぎ、一番強いにおいを臭気判定士が測定する。1検体でも一つだけではなく、現況を把握できるように試料採取する。当然その時の気象条件等もすべて記入することになる。

委 員：実生活で例えば寝ている時に、空気より重いものが入ってきて感じることもある。そうした場合、感覚的にちょっと違うのではないかと思うのだが。どこの試料を採取するかで濃度が変わってきて、それが最終的に指数に反映されてしまうのではないか。

におい・かおり環境協会

：基本的には、高さ2m以内×幅10m以内となっている。それなら寝ている時はどうなのかということになるが、基本的には起きている状態、生活している状態での判定レベルになるので、鼻の高さでの採取になる。人が寝ている時と立っている時の、においの濃度にはそれほど差はないと思われる。環境試料の中ではそんなに差はない。通常は意識評価であって、寝ている状態ではなく、立っている状態でおいを感じるということになると思われるので、基本的には2m以内の高さになる。

委 員：6人のパネルの方が○×つけるが、その差が大きいことに驚いた。もう少し接近しているかと思った。

におい・かおり環境協会

：あれは見本であるがそういうことも起こり得る。パネルの個人差もあるので差は出てくる。そこで上下カットをすることで、例えばA者は臭気指数25、B者は15というようなことはない。6人で行い、上下カットすることでばらつきを防ぐ。嗅覚はどうしても個人差があるが、それをいかに平均化するかということである。

委 員：1検体費用はどのくらいになるか。

におい・かおり環境協会

：分析会社にもよるが、だいたい5万～10万円である。

機器分析だと硫化水素が25,000円、アンモニアが25,000円、硫化メチルが25,000円と積み上げていくと臭気指数よりはかなり高くなってしまう。

副 会 長：時間が僅かとなった。今日のことで特にご意見・ご質問あるか。

実態がないもので進行が遅れてしまいご理解いただきたい。その他について事務局からお願いしたい。

## (2) その他

事 務 局：お手元にレッドデータブックをお配りしてあるのでご覧いただきたい。

市としてH23～H25年の3年間をかけて、レッドデータブック作成委員会を組織して作ったものである。H25年度には、環境審議会の場でもご審議いただいた。H26年度印刷費を予算計上して出来上がったということで、審議会の委員の皆様にお配りさせていただいた。見ていただいて何かあれば環境課までお問い合わせいただきたい。

もう1点次回の日程について、8月25日(月)を予定しているので通知させていただくのでお願いしたい。

また、会議冒頭で臭いの実体験をということについて、次回第4回審議会もしくはその前に、何かしら体験していただけるよう検討したいのでまた、ご案内をさせていただく。事務局からは以上。

副 会 長：今回は質問事項で終わってしまい、検討事項は次回に持ち越しとなった。

次回25日にまたよろしく願いたい。これで閉じます。